

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会長 殿

埼玉労働局長

平成 28 年度 埼玉年末・年始無災害運動の実施について(要請)

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

埼玉労働局では、平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間の計画期間とする埼玉第 12 次労働災害防止計画において、労働災害による死亡者数を平成 24 年と比較して 20%以上減少させ、死傷者数を同じく 15%以上減少させることを目標とし、さらに、重点業種として、第三次産業の小売業、飲食店、社会福祉施設及び陸上貨物運送事業について死傷災害の減少を、製造業及び建設業について死亡災害の減少を図るため、労働災害防止に係る取組を推進しています。

埼玉県内の本年 10 月末日現在の労働災害の発生状況は、死亡者数は全産業で 25 人(去年同期比で 4 人(13.8%)減少)となり、特に建設業については 4 人(同 9 人減少)と大幅な減少となっている一方、製造業では 7 人(同 2 人増加)、陸上貨物運送事業では 6 人(同 2 人増加)と増加しています。

また、休業 4 日以上死傷者数は、全産業で 4,078 人と昨年同期の 4,290 人に比べ 212 人(4.9%)減少し、製造業が 1,005 人(去年同期比 55 人(5.2%)減少)、陸上貨物運送事業が 738 人(同 73 人(9.0%)減少)、建設業が 398 人(同 98 人(19.8%)減少)と減少している一方、第三次産業的業種は 1,856 人と全産業の約 46%を占めるとともに、特に社会福祉施設が 249 人(同 30 人(13.7%)増加)と増加傾向となっており、これらの業種の労働災害に歯止めをかけることが喫緊の課題となっています。

このような状況の中、年末年始の繁忙期を迎え、貨物量の増加、気象条件や交通事情等の作業環境の変化とともに、設備の点検、補修、清掃等非定常作業等が多くなることなど、労働災害の増加が懸念される時期となります。

このため平成 28 年 12 月 1 日から平成 29 年 1 月 15 日まで「埼玉年末・年始無災害運動」を別添「実施要領」により取組ますので、貴団体におかれましても趣旨をご理解のうえ、会員の皆様において特に下記の事項について取組が推進されるようご配慮をお願いします。

記

- 1 経営トップによる年末年始時期に係る安全衛生方針の決意表明
- 2 安全衛生管理体制の確立、確認
- 3 リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- 4 メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- 5 非定常作業における労働災害防止対策の徹底
作業計画、作業マニュアルの点検、確認、作成
作業計画、作業マニュアルに基づく安全衛生教育の実施
作業計画に基づく作業開始前ミーティングの実施
- 6 KY(危険予知)活動を活用した「現場力」の強化と 5S の徹底
- 7 安全衛生パトロールの実施
- 8 業務繁忙期における無理な計画に基づく作業の排除
- 9 職場の整理・整頓・清掃・清潔(4S)の徹底
- 10 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- 11 降雪期を考慮した交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進
- 12 荷主として運送事業者には荷役作業を行わせる場合の荷台からの墜落防止の安全対策
- 13 「Safe Work SAITMA」のキャッチフレーズ、ロゴマークの活用による安全衛生の意識高揚

